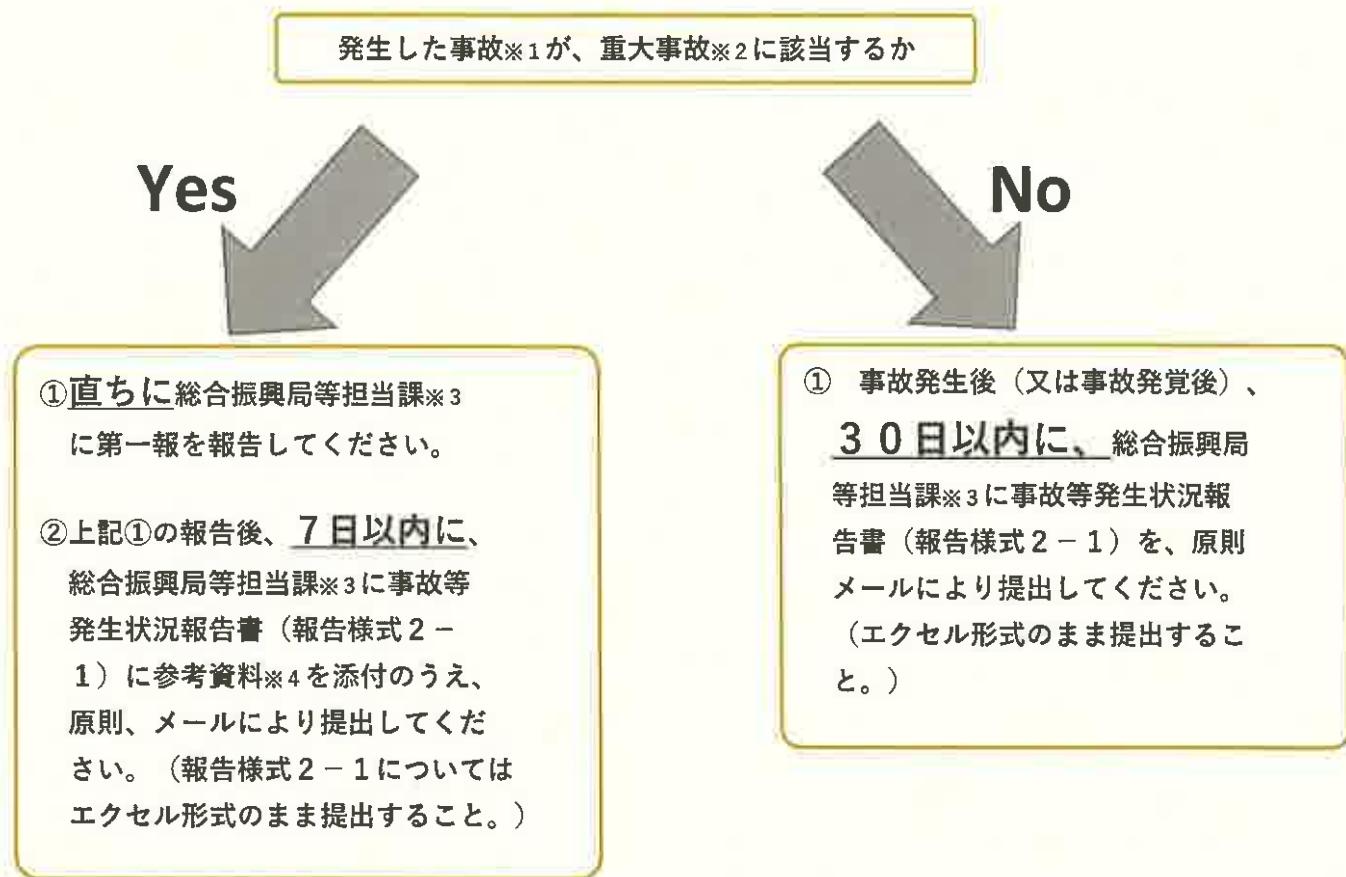


資料3-1-3

事故報告フロー図



※1 各事業者は、各法令・通知等に基づき、別途、道、市町村等及び利用者の保護者・家族へ報告へ要するものがあります。

※2 本事故報告フロー図における重大事故とは、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の

「3 報告の範囲等」の（1）に該当するものです。

※3 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の「別紙1」を参照願います。

※4 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の「5 報告の手順及び期限（2）」を参照願います。

※ その他

- ・ 道立施設は直接、本庁所管課（局）に報告すること。
- ・ 本庁が所管している施設・事業所については、本庁担当課・局へ直接報告すること。